

八月十日。上杉謙信、その臣吉江景資に、河北郡朝日山城攻撃の戦況を報す。

【中條文書】 羽前

一五五一

べつして書をもつて申候。あさひとりつめせめ候へば、いづれもとも候なかに、れいの興次(吉江景資)、いろく(吉田四郎)の事もいけん申候へどもちひす、ひとりてつほうのさきへかけりあるき候。身の事はふたつしやに候間、こじまをたのみひきずりかへし、いまにおしこめ候。さだめてあんすべく候へども、身のみあいながら、つほうのさきへこし、てをおわせ候とも、うちころさせ候とも、さだめてそのときは、この入道をならではうらみまじく候。一たんおいこめ候事は、くるしからず候とおもひ、そのためきめ申候。よくくとおもふべく候。かきさきげん三も、をうらおもてへうちぬかれ、やゝによはりかへし候。ちうげんまた四郎も、つほうにうちころされ候。いづれもかくし候間この外はしらず候。このごとくに候間、てをおい候とも、いまきめ候よりは、ふうふ(天婦)の

ものどもうらむべく候間、このだん申候。せいし(嗣止)を申候へども、なか／＼身のいけんにはつかず候間、きやうかうはおりへそばにおくよりほかはあるまじく候。かへり候はゞ、ふうふながらふびんに候はゞ、まづ／＼あふまじく候。あやまち候はゞ、ほへまはり候とも、ようにたつまじく候。このことはり申すべきため、ふうふかたへしゆに申候。めでたくかさねて以上。

八月十日

謙信

吉江景資
よし江おりべ殿
(吉江景資)
(奥) (老母)
よ次らうほへ

八月二十日。織田信長、上杉謙信に、江沼・能美二郡の一向一揆と和したることを報じ、速かに越中を平定すべきを勸む。

【本願寺文書】 山城

一五五二

覺

一、越中表貴國人數就被出、賀州一揆蜂起候由風聞候。

(上略)

於其儀ハ早速謙信有御發足、此刻可討果候。加州濃美、江沼兩郡、此方令悵望相濟候條、越州表罷出、一揆定而敗争不可有程候。無御油斷御行肝要候。當國之儀慥不可相聞候條、早舟を以令申候事。已上。

八月廿日

信長 朱判

進覽之

八月廿二日。上杉謙信、その臣木戸忠朝等に、昨日を以て加賀より春日山城に納馬せるを報す。

【上杉古文書】

一五五三

追而越中敵地落居之注文差遣候。以上。越中に出馬、態使大慶候。越中悉一變、賀國迄放火、内々暫賀ニ可立馬之處、加州之者共悵望之旨候間、爲越山與云、旁々昨日到春日山納馬候。此人數不散、越山之旁々進退をも可工夫候。譜代之者共をも被集置尤候。萬吉重而可申候。恐々謹言。

八月廿二日

謙信 在判

十一月四日。神保伯耆守、珠洲郡金峰寺に、田崎村道場の田地居屋敷を寄進す。

【金峰寺文書】 珠洲郡

一五五四

奉寄進田崎村道場之事

田地并刈并居屋敷共ニ寄進申處實正也。其外諸役皆免ニ申定候。雖爲小寺、行事等之儀も如形可被仰付候。此於下地、向後不可有違亂候。仍永代之寄進狀如件。

元龜四年

神保伯耆守

霜月四日

親 在判

拜進 金峰寺 侍者御中

參

(この文書の年次は、正しくは天正元年とあるべき)